

学校選択制について

2022. 3. 11

1 主な選択制のパターン

- ①自由選択制 ②ブロック選択制 ③隣接区域選択制 ④特認校選択制 ⑤特定地域選択制

2 導入している自治体の現状

公共交通機関が発達している大都市圏が先行。地方では特認校選択制（従来の通学区域は残したままで、特定の学校に限り市内のどこからでも就学を認めるもの）が多いという傾向。これは小規模校に適用されることが多く、他地区から転入学を認めることにより一定の児童生徒数を確保するために導入されることが多い。

3 選択制の主な長所

- ① 学校教育に対する保護者の関心が高まり、協力を得やすい。
- ② 子どもが自分の個性にあった学校で学べる。
- ③ 選択を通じて特色ある学校づくり、開かれた学校づくりを推進できる。
- ④ 学校間で切磋琢磨することによる活性化が図られる。
- ⑤ 学校が教育方針等を積極的に発信できる。

4 選択制の主な課題

- ① 他の学校を選んだ場合、子どもや保護者が地元の自治会や子ども会活動への参加が少なくなり、家庭や子どもたちの「地元への思い」が薄まってしまう。
- ② 通学方法と通学距離における安全確保が大きな課題。地域の方には学区外の子どもにも見守りをお願いしている現状がある。また、選択した学校の地域と地元の学校の地域事情や自治組織に違いがある。他地区から学校を選択した保護者に対し、地域活動やPTA活動への参加依頼等がある。通学は保護者責任であることを、保護者が了解したうえで、卒業までの通学の負担も考慮して学校を選択しているところが多い。
- ③ 選択制を導入したが、児童生徒の数が減少したため、地域の活性化に影を落とした事例もある。また、学校に対するマイナス面での風評が立ち、子どもたちへの影響が懸念される。
- ④ 人数が多ければ抽選で入学を決定（抽選制導入校では、兄弟姉妹が異なる学校への通学する事例あり）する学校が多い。また、入学者の大幅減による規模の適正化が維持できない。
- ⑤ 選択制の導入は、人のきずなが強い小規模校区において子どもが他地区の学校を選択する場合、さらに小規模化が進む。また、選択者個人の特定が容易になる。

5 まとめ

学校選択制は地域によって様々な事情があり、全国一律に推進すべきというものではない。メリットとデメリットを十分に考慮し、保護者・地域と十分な話し合いのもとで導入しなければならない。また、選択されなかった学校（児童生徒数が減った学校）については、豊かな教育をすすめるため十分な支援を要する。自治体の中には、学校選択制を見直しているところも出てきている。